

埼玉地域森林計画の概要 (埼玉森林計画区)

令和4年12月

計画期間 令和5年4月1日～令和15年3月31日



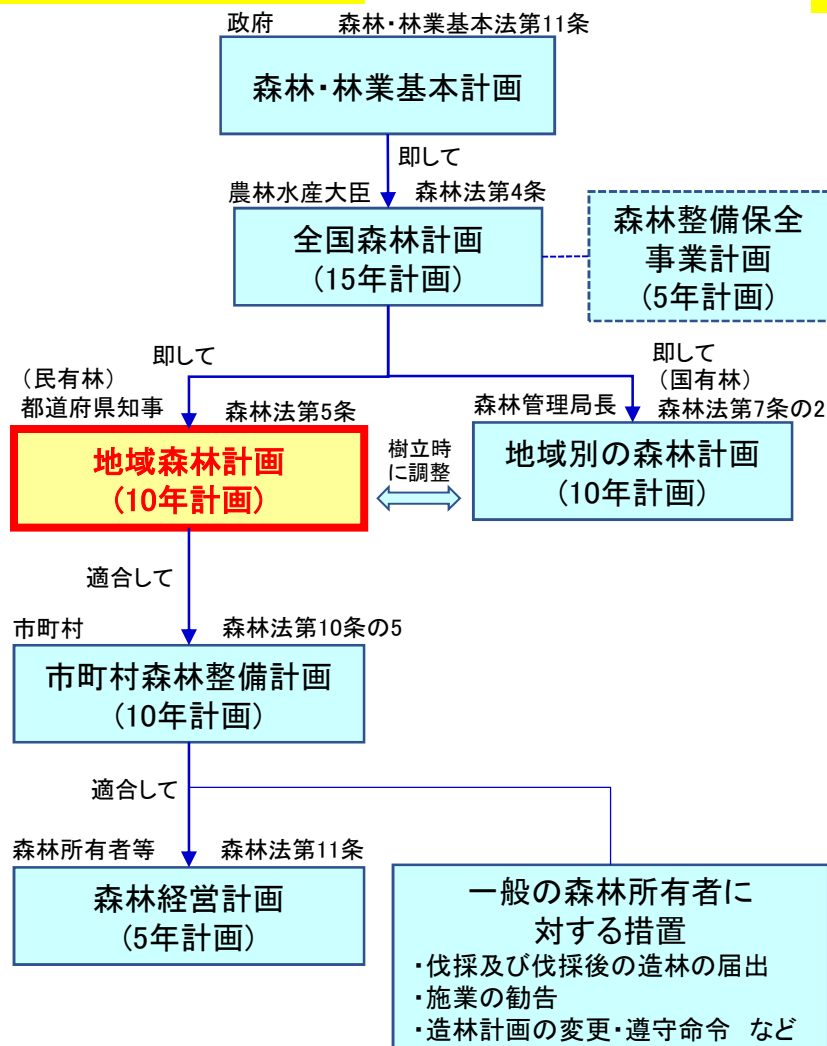
埼玉県のマスコットコバトン

地域森林計画と埼玉地域森林計画の基本的考え方

地域森林計画とは？

- 森林法第5条に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別※に5年ごとに10年を一期としてたてる計画。
 - 都道府県の森林関連施策の方向や、地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標をたて、市町村森林整備計画の策定の指針とする。
- ※全国に158の森林計画区あり、埼玉県は「埼玉森林計画区」のみ

森林計画制度の体系



埼玉地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方

基本方針

- 全国森林計画に即し、「埼玉県5か年計画(令和4年3月)」や「埼玉県農林水産業振興基本計画(令和3年3月)」の内容を踏まえたものとする。
- 森林の整備及び保全の目標、森林管理道の開設及び改良、森林の施業、保安施設に関する事項、森林の保護等に関する事項等を定める。

森林整備に関する事項

- 人工造林は原則として人工林伐採跡地で実施する。広葉樹の造林等も適宜実施する。
- 針広混交林化を図り、今後自然に任せた森林へ移行することとした森林では、天然更新を基本とする。
- 高標高地や急傾斜地など社会経済的条件が厳しい森林における間伐は、強度間伐を推進し、針広混交林化を図る。
- 林道(森林管理道)等の開設に当たっては、早期完了により高い効果が期待される路線を集中的に整備するとともに、幅員を狭めるなどのコスト縮減を図る。



針広混交林

埼玉地域森林計画の主な内容

森林の整備及び保全に関する基本的事項

- 森林の持つ様々な機能に合わせ、目標と整備・保全方針を定める。
- 混みすぎた人工林を間伐することにより、下草が生育し、水源涵養機能が発揮されるなど、地域によって求められる機能に応じ、多様な森林整備・保全を実施する。

森林の有する機能	機能発揮のため望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、書被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林
木材等生産機能	材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている森林

人と森林との関わり



森林の整備に関すること

- 伐採の方法ごとに、森林の有する機能が損なわれないよう、伐採率や伐採木の選び方を定めた。
- 伐採後の造林について、樹種や本数、時期等を定めた。
- 間伐について、時期・方法、手法等を定めた。
- 下刈り、つる切り、除伐、枝打ち等の保育について、時期や方法を定めた。
- 公益的機能別施業森林等の基準及び整備の方法について定めた。
- 林道(森林管理道)の開設や林産物の搬出について方針を定めた。
- 委託を受けて行う森林の施業や経営の方針、林業従事者に関することについて定めた。

森林の保全に関すること

- 保安林及び山地災害危険地区の所在について定めた。
- 土地の形質変更にあたり留意すべき事項について定めた。
- 治山事業の実施方針について定めた。
- 鳥獣害(主にニホンジカ)の防止方法、病虫害(主にナラ枯れ)の対策方針について定めた。

保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関すること

- 保健機能森林の基準、整備の方針について定めた。

埼玉地域森林計画の主な内容（指針）

主伐

伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。
伐採を対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

標準伐期齢

単位：年生※

スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
35	40	35	35	35	50	10	15	55

※植栽した年を1年生という

間伐

1 間伐率

本数比で概ね20～35%とする。また、針広混交林に誘導する場合は、可能な限り概ね40～50%の強度間伐を実施するものとする。

2 間伐木選定方法

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。また、スギやヒノキにあっては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

植栽

スギやヒノキの造林に当たっては、花粉症対策に資するため花粉の少ないスギ等の品種とする。また、成長の優れた苗木や小花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。また、効率的な施業実施の観点からコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めるものとする。

人工造林植栽本数

樹種	仕立て方法	ha当たり植栽本数(本)
スギ・ヒノキ、 広葉樹等	疎	概ね1,500
	中	概ね2,500
	密	概ね3,200

コンテナ苗



コンテナ苗の植栽



埼玉地域森林計画に掲げる計画数量

計画の対象とする森林の区域 (ha)

区 分	前計画	本計画	増減
森林面積	106,600	106,184	△416

間伐立木材積その他の伐採立木材積 (千m³)

区 分	前計画	本計画	増減
総 数	3,397	2,979	△418
主伐量	1,067	865	△202
間伐量	2,330	2,114	△216

人工造林及び天然更新別の造林面積 (ha)

区 分	前計画	本計画	増減
総 数	3,275	2,361	△914
人工造林	2,320	1,880	△440
天然更新	955	481	△474

前回(平成29年樹立)の埼玉地域森林計画からの主な変更点

- 森林環境譲与税創設に伴う文言変更
- 森林経営管理制度創設に伴う記載
- 「森林・林業基本計画」(R3.6.15閣議決定)を踏まえた変更
 - ・ 持続的伐採可能量の設定
 - ・ 主伐時の伐採搬出指針や、林産物の搬出にかかる記載を新設
 - ・ 特に効率的な施業が可能な森林にかかる文言追記
- その他、森林の現況に合わせ、数量を修正

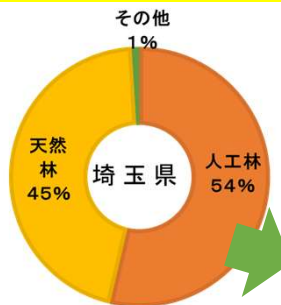
参考

埼玉県の森林の現況と課題

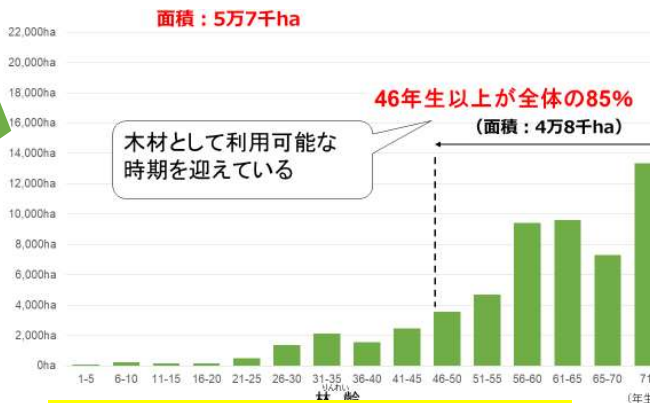
埼玉県の森林率及び森林の分布



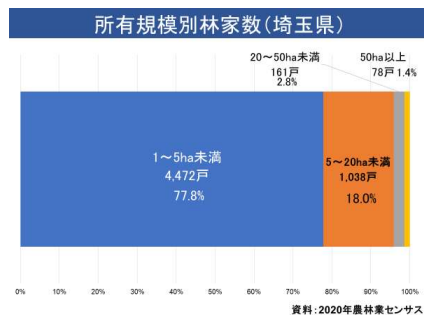
人工林・天然林別面積



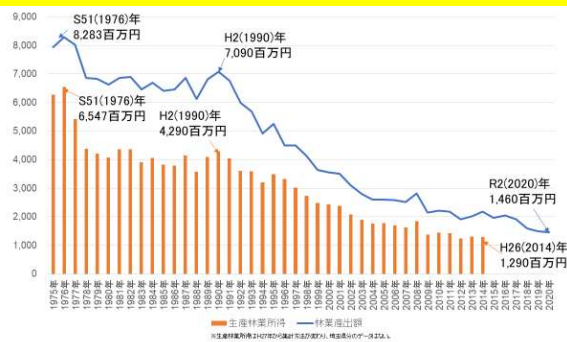
人工林(針葉樹)林齢別面積



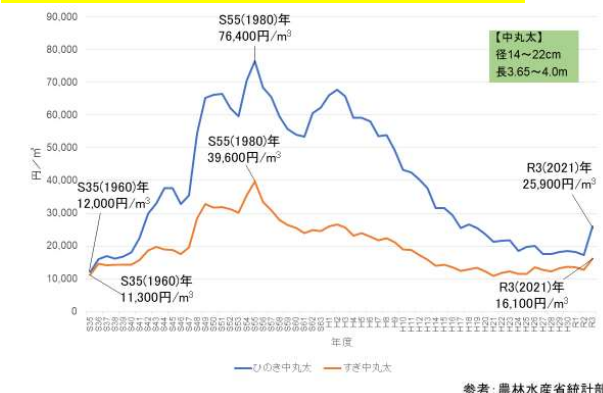
所有規模別林家数



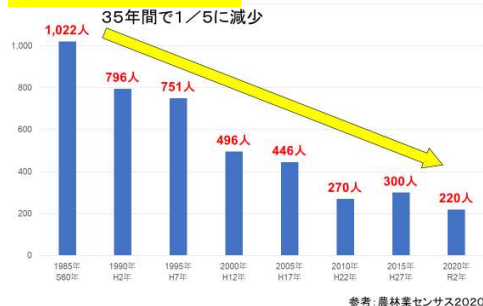
埼玉県の林業産出額と生産林業所得の推移



木材(丸太)価格の推移(全国平均)



林業従事者数



埼玉県における林業の課題

- 木材価格の低下による採算性の悪化
- 林業産出額・生産林業所得の減少
- 森林所有者の施業意欲の低下
- 林業従事者の減少・高齢化
- 獣害の発生



長期的に停滞

用語	解説
枝打ち	節(ふし)のない木材を生産するため、樹木の育成過程において不要な枝を切り落とす作業
下層植生	森林内において地表付近に生育している低木及び草本類からなる植物の集団
間伐(かんばつ)	森林の育成過程で樹木の混み具合に応じて伐採し、目的とする樹種の本数を調整する作業
埼玉県5か年計画	県政運営の基礎となる総合計画
埼玉県農林水産業振興基本計画	埼玉農林水産業振興条例に基づき策定する、埼玉県の農林水産業の振興に関する基本的な計画
山地災害危険地区	地形・地質等からみてその崩壊危険度が一定基準以上の箇所や山地災害により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある個所について調査把握した地区
下刈り	植栽した苗木の生育を妨げる雑草木を借り払う作業
除伐(じよばつ)	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林
森林環境譲与税	市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される税
森林経営管理制度	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理する制度
森林施業	森林を維持造成するため伐採、造林、保育などの諸行為を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取扱いをすること
つる切り	造林木に巻き付く「つる類」を取り除く作業
天然更新	主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること(植栽は行わない)
標準伐期齢	森林の生産力が高度に発揮される年齢として定められている森林の伐採時期に達した年齢
保安林	森林法に基づいて一定の制限(伐採や土地の形質変更など)が課せられている特定の森林
林家(りんか)	農林業センサスの調査期日現在において保有山林面積が1ha以上の世帯